

## 独立行政法人日本学術振興会基金管理委員会規程

(平成21年9月10日規程第16号)

改正 平成22年6月30日規程第18号

## (目的)

第1条 この規程は、平成21年度一般会計補正予算（第1号）により、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）に設置される先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金（以下「基金」という。）の管理運営に関し、必要な事項を審議する基金管理委員会（以下「委員会」という。）の組織及びその運営等について定めることを目的とする。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 基金の設置に係る諸規則の制定に関する事項
- 二 基金の取扱金融機関及び運用に関する事項
- 三 先端研究助成基金助成金の交付に関する重要事項
- 四 研究者海外派遣基金助成金の交付に関する重要事項
- 五 その他基金の管理運営に関する必要事項

## (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- 一 理事長
- 二 理事
- 三 学術システム研究センター所長、副所長及び相談役
- 四 審議役及び各部長

## (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、理事長をもって充てる。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

## (部会)

第5条 委員会での審議に資するため、委員会の下に部会を置くことができる。

2 部会の設置等に関して必要な事項は、別に定める。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

(監事の出席等)

第7条 監事は、委員会に出席し、意見を述べることができる。

2 委員会において必要と認める場合には、委員以外の専門的知識を有する者及び振興会役職員に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、研究事業部基金第一課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、委員会において定める。

附 則

この規程は、平成21年9月10日から施行する。

附 則 (平成22年規程第18号)

この規程は、平成22年6月30日から施行し、平成22年4月1日から適用する。